

## 1. 1 広報・情報提供事項

### 1.1.1 広報事業

#### 【事業目的】

・地域住民や関係機関に対して、保健・衛生・環境等に関する情報を迅速かつ適切に提供する。

#### 【現状と課題】

・保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民や関係機関に対して正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

#### 【計画】

- ・地域住民や団体との協働による啓発活動の展開。
- ・ホームページによる情報発信。

## 1. 2 地域保健研修事項

### 1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

#### 【事業目的】

・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していかなくてはならない状況にある。
- ・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

#### 【計画】

- ・必要に応じて、各事業の中で実施する。

### 1.2.2 学生等教育研修事業

#### 【事業目的】

・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

#### 【現状と課題】

- ・保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域保健活動が、多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業であることを理解してもらうことが必要である。

#### 【計画】

- ・要請のあった大学の実習生を受け入れる。
  - 長崎大学医学部保健学科 4年生 3名
  - 活水女子大学看護学科 4年生 4名
  - 活水女子大学食生活健康学科 4年生 6名

## 2. 1 統計調査事項

#### 【事業目的】

- ・厚生労働省の委託により、各種保健衛生統計報告、調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。

#### 【現状と課題】

- ・保健所では、各種保健衛生統計報告、調査の取りまとめを行い、県を通じて厚生労働省へ報告している。

#### 【計画】

- ・実施調査名：人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題調査、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

## 3. 1 栄養改善対策事項

### 3.1 栄養管理事業

#### 【事業目的】

- ・県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着できるように、関連機関と連携して支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。
- ・栄養・食生活についての専門職の養成及び育成を図る。

#### 【現状と課題】

- ・給食施設における栄養管理・衛生管理等は、管理栄養士・栄養士が配置されている施設と未配置の施設では取り組み状況に差が見られた。施設種類により関係する法律等や取り組みが異なるため、施設の特性に合わせた指導を行う。

- 地域における栄養及び食生活の改善の施策における推進を図るため、管内市町栄養士と業務検討を行う。
- 食生活改善推進員は、地域住民の健康づくりの担い手として活躍している。活動が円滑に行われるよう組織及び人材育成のための支援を行う。

#### 【計画】

- 給食施設巡回指導の実施
- 給食施設栄養・衛生管理研修会の開催
- 管内栄養改善業務検討会の開催
- 食生活改善推進員への支援
- 栄養表示に関する相談の実施
- 管理栄養士養成施設学生実習の受け入れ

## 3. 2 食品衛生対策事項

### 3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

#### 【事業目的】

- 食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、営業施設の基準等についての事前指導等、許可事務を行う。
- 条例に基づいた営業施設の届出や「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に定められたふぐ処理施設の届出等を行う。
- 食品営業許可施設や給食施設などにおいて食品衛生管理運営基準の遵守、適正表示について監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

#### 【現状と課題】

- 国内の食中毒の発生状況は、宿泊施設や飲食店での頻度が高く、被害状況が深刻化し、社会的に大きな影響を与えるケースも見られる。よって、これらの施設を重点的に監視し、食中毒の発生を未然に防止する必要がある。また、大規模な食品事故を未然に防止するため、広域流通食品の製造施設及び販売施設に対する監視指導も強化する必要がある。
- 管内の食品取扱施設数(平成29年3月末現在)は、法許可施設1,523施設、条例許可施設59施設、給食施設116施設、条例届出施設3,109施設。

#### 【計画】

- 「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、食品衛生管理運営基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施し、営業者等に対して適切な指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。また、食品の取り扱い施設・設備ならびに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。
- 監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導を実施(平成29年度目標監視数：

1,456施設)。

- ・収去検査実施計画に基づく食品の収去検査を実施（平成29年度目標数：155検体）。

### 3.2.2 食中毒防止対策事業

#### 【事業目的】

食品の安全性の確保及び食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

#### 【現状と課題】

- ・技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・長崎市に隣接するため、郊外型の大型店舗が多く、広域流通食品による事故等には特に注意が必要である。
- ・年間を通して流行するノロウイルス食中毒の予防対策が重要である。

#### 【計画】

- ・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。
- ・流通食品の安全性を確保するため、食品添加物等の規格基準検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、残留農薬検査、生食用カキの成分規格検査・採取海域の海水検査及びアレルギー物質検査を実施。
- ・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。

### 3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進（HACCP 型衛生管理導入促進事業）

#### 【事業目的】

食品衛生法改正によるHACCP導入型基準の義務化を見据え、HACCPによる衛生管理の普及啓発を図り、県内で製造・販売される食品の安全性確保を目的に、「HACCP型衛生管理導入促進事業」を推進する。

#### 【現状と課題】

- ・観光地である長崎市と隣接するため、飲食店営業施設（一般食堂・レストラン・旅館・ホテル）や「土産品」となる広域流通食品の製造業に対して「HACCP型衛生管理導入促進事業」によるHACCPの考え方に基づく自主衛生管理の導入を図る必要がある。また、その他の食品関係営業施設においても同様に推進していくことが求められている。

#### 【計画】

- ・平成29年度の計画として、まずは食中毒発生の頻度が高い飲食店営業施設（一般食堂・レストラン・旅館・ホテル）を対象に、「HACCP型衛生管理導入促進事業」によるHACCPの考え方に基づく自主衛生管理の導入を推進する。
- ・飲食店営業施設（一般食堂・レストラン・旅館・ホテル）に対してHACCP導入状況に

- 関するアンケート調査を実施し、「未導入」と回答した施設に対して講習会を開催する。
- HACCP導入講習会において、7原則の説明と必要書類等（衛生管理計画・衛生管理記録表）を配付解説し、これら書類を整備させることにより、HACCP取組施設とする。

## 4. 1 生活衛生対策事項

### 4.1.1 営業施設の衛生確保事業

#### 【事業目的】

- 旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所において、利用者が衛生的なサービスを受けられるよう、施設に立入し衛生指導を実施する。

#### 【現状と課題】

- 施設数（H29.3月末現在）：旅館 71、公衆浴場 13、興行場 1、理容所 83、美容所 166、クリーニング所 68。
- 公衆浴場及び旅館の共同浴槽について、条例で定められた浴槽水の水質検査が適切に実施されていない施設がある。
- 衛生管理に加え施設変更及びその届出が適正に行われていることを確認するため、管内対象施設の立入検査を強化する必要がある。

#### 【計画】

- 管内の旅館業施設を中心に立入検査を実施し、衛生管理に加え施設変更及びその届出が適正に行われているか確認する。特に問題のある施設に対しては重点的に繰り返し指導し、営業者の衛生管理及び法令順守に対する意識向上を図る。
- 特に、リスクが高い循環式浴槽を設置する公衆浴場及び旅館を優先して立入検査を実施し、浴槽水の水質検査を含めたレジオネラ症防止対策の確実な実施について周知徹底を図る。
- 理容所・美容所の衛生確保を図るため立入検査を行うとともに、各同業組合と協力し衛生講習会を開催し、開設者や従業員の衛生管理に対する意識向上を図る。

### 4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

#### 【事業目的】

- 特定建築物（多くの人々が使用又は利用する建物）の衛生的な環境の確保を図り、建築物清掃業等事業の登録促進により、事業者の資質の向上を図る。

#### 【現状と課題】

- 特定建築物（H29.3月末現在）：25
- 建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録施設数（H29.3月末現在）：9
- 特定建築物に該当する旅館や公衆浴場等の環境衛生営業許可を有する施設については、営業施設立入調査時に併せて監視指導を実施しているが、大型店舗や事務所等の営業許可のない施設に対する立入調査の件数は少なくなっている。

#### 【計画】

- 環境営業許可の有無にかかわらず、すべての特定建築物の届出がある全施設の監視指導を実施し、施設の衛生確保を図る。

### 4.1.3 遊泳用プールの監視指導

#### 【事業目的】

- 利用者が安心してプールを利用できるように、施設の安全及び衛生の確保を図り、事故を未然に防止する。

#### 【現状と課題】

- 遊泳用プール施設数（H29.3月末現在）：8（内1施設休業中）
- プールの安全及び衛生管理については、「プールの安全標準指針」（文部科学省）及び「遊泳用プールの衛生基準」（厚生労働省）に基づき指導を行っているところであるが、厳格な法的規制がないため、指導に苦慮している。

#### 【計画】

- 遊泳用プール施設について、管内すべての施設の監視指導を実施し、安全及び衛生管理体制の確保を図る。

### 4.1.4 水道施設の衛生確保事業

#### 【事業目的】

- 安全な水の安定供給を図るため、市町が管理している水道施設（上水道・簡易水道）の立入検査を行い衛生指導を実施する。

#### 【現状と課題】

- 施設数（H29.3月末現在）：21（上水道4、簡易水道17）
- 管内の水道事業は小規模水道が数多く点在しており、水道施設の適切な資産管理、老朽施設の効率的な改修、運営基盤の強化や技術力の確保などさまざまな課題を抱えている。

#### 【計画】

- 上水道、簡易水道の不適正事項が確認された施設を優先的に監視指導し、安全な水の安定供給を図る。
- 水道事業者（市町）に対し、簡易水道事業の統合及びアセットマネジメントの実施等の指導を行う。

### 4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

#### 【事業目的】

- 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止すると

ともに、温泉の利用の適正化により、公共の福祉の増進に寄与する。

【現状と課題】

- 温泉泉源数：7（内3施設休止中）（H29.3月末現在）
- 温泉利用許可施設数：7（内1施設休止中）（H29.3月末現在）
- 管内の温泉利用許可施設はすべて公衆浴場の許可施設。

【計画】

- 温泉利用施設へ立入検査を行い、温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等の遵守について指導を行う。

## 4. 2生活排水（浄化槽）対策事項

### 4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

【事業目的】

- 浄化槽の設置、保守点検等について、設置届の励行や保守点検業者の登録制度等での促進により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

【現状と課題】

- 生活排水等の処理施設である浄化槽は、河川や海の環境保全に寄与しているが未だに適正に管理されていない浄化槽が見受けられる。
- 指定検査機関（長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判断された浄化槽や法定検査受検拒否者に対して、適正な維持管理に努めるよう粘り強い指導が必要である。

【計画】

- 浄化槽法定検査受検拒否者や適正に管理していない浄化槽管理者に対しては、管内市町、指定検査機関及び浄化槽保守点検業者と連携して指導を行う。
- 浄化槽保守点検業者への立入検査及び指導を行う。

## 4. 3廃棄物対策事項

### 4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- 一般廃棄物（し尿、ごみ等）の適正処理、処理施設の整備、再資源化及び減量化等について、市町等に対して指導、監督を行う。また、焼却施設からのダイオキシン類の発生量削減や最終処分場の適正化を推進する。

【現状と課題】

- ・長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、西海市では、ごみ処理施設の西海市炭化センターが、H27.7月から稼働中であり、また長与町及び時津町（長与・時津環境施設組合）は、クリーンパーク長与がH27.4月から稼働中である。
- ・ごみ焼却に係るダイオキシンの発生、最終処分場からの有害物質の浸出、ごみ処理の広域化など一般廃棄物処理について、各市町と連携を図りながら対応を図る。
- ・長崎県海岸漂着物対策推進計画では、西海市の海岸の一部が海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）に選定されている。

#### 【計画】

- ・一般廃棄物処理施設への立入検査を行う。

### 4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

#### 【事業目的】

- ・産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、再生利用や減量化の促進に向けた適切な指導を行い、生活環境の保全を図る。

#### 【現状と課題】

- ・マニフェスト未交付や不適切な委託契約による産業廃棄物の引渡し・引受け行為が見受けられ、廃棄物処理法に基づく処理の周知・徹底が必要である。また、産業廃棄物処理業者の保管容量超過等の処理基準に違反する行為も見受けられる。
- ・長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を行わずに県外から搬入された産業廃棄物を処理している事例が見受けられており、同要綱に基づく処理の周知徹底が必要である。

#### 【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員を中心として、産業廃棄物処理業者等への計画的な立入検査を実施する。（収集運搬業者4～12回／年、処分業者6～12回／年）
- ・産業廃棄物処理業者を対象に法の遵守及び廃棄物の適正処理を推進するため、研修会を実施する。（年1回）
- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄パトロールを行う。
- ・特別管理産業廃棄物の適正処理を図るため、病院等の排出事業者に対して立入検査・指導等を行う。

### 4.3.3 PCB廃棄物対策事業

#### 【事業目的】

- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染防止のため、PCB廃棄物の保管及び処分、使用状況届出の提出の指導をはじめ適正保管と早期処理の啓発・指導を行う。



#### 【現状と課題】

- ・長崎県のトランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は平成30年3月31日までにJESCO（日本環境安全事業株式会社）北九州事業所で処理が義務付けられており、早期の処理を促す必要がある。
- ・低濃度PCB含有機器については、平成39年3月までに処分するよう期間延長されたものの保管の長期化による環境汚染防止のため、できるだけ早期の処理を促す必要がある。

#### 【計画】

- ・管内のトランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物の掘り起こしを行い、早期の処分を促す。
- ・「PCB廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理を指導する。
- ・PCB廃棄物を保管する全事業者所に対して、年1回の立入検査を行う。

### 4.3.4 リサイクルの推進

#### 【事業目的】

- ・建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に基づき、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

#### 【現状と課題】

- ・自動車リサイクル法に基づき使用済廃自動車の引取・フロン回収・解体が適切に実施されるよう、定期的な立入検査による啓発・指導が必要である。
- ・廃棄物の排出量削減については一定の効果が認められているが、再生利用量については低い水準にとどまっている。
- ・建設リサイクル法に基づく解体等作業が実施されていない事例が見受けられる。

#### 【計画】

- ・建設部局と合同で解体現場等のパトロール等5月と10月の2回を実施する。
- ・フロン排出抑制法に基づき年1回の立入検査を行う。
- ・自動車再資源化協力機構等とともに、自動車リサイクル法に基づく立入検査を行う。

### 4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

#### 【事業目的】

- ・産業廃棄物処理業者への立入検査及び不法投棄パトロールを実施することにより、廃棄物の不適正処理や不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見、早期指導を図るほか、不法投棄物の撤去など不適正処理対策を推進する。

#### 【現状と課題】

- ・ 廃棄物の不法投棄や野外等での不法な焼却が後を絶たず、また、産業廃棄物処理業者による不適正処理も見受けられることから、その防止対策が重要な課題となっている。
- ・ 廃棄物適正処理推進指導員を3名配備し、計画的に産業廃棄物処理業者の立入検査及び不法投棄パトロールを行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

#### 【計画】

- ・ 廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄等防止パトロールを計画的に実施。
- ・ 6月の環境月間中に警察等関係機関と合同で一斉パトロールを実施。

### 4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

### 4.3.7 市町保健環境連合会活動支援

#### 【事業目的】

- ・ ごみの散乱を防止し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図るため、行政機関と民間団体（環境保全活動団体等）が連携・協力した各種の実践活動や啓発・普及活動等を通じて、地域住民の環境美化意識の高揚を図る。

#### 【現状と課題】

- ・ 市町保健環境連合会の活動内容について、時代背景に応じた体制づくりが必要である。

#### 【計画】

- ・ 長崎県保健環境連合会総会等への参画する。
- ・ 人と環境にやさしいふるさと推進大会（「美しいふるさと推進大会」と「もったいない運動推進大会」の合同開催）に協力する。

## 4. 4 環境保全対策事項

### 4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

#### 【事業目的】

- ・ 環境基準の適合状況等を確認するため、県の公共用水域水質測定計画に基づき、管内海域及び流入河川の公共用水水域等の水質汚濁状況を監視する。

#### 【現状と課題】

- ・ 公共用水域の監視結果については、管内の海域、河川とも環境基準を達成している。

#### 【計画】

- ・管内公共用水域の水質調査の実施。  
海域：西海市3地点（年6回）、河川：西海市3地点（年6回）

### 4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

#### 【事業目的】

- ・大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動等に伴うばい煙及び粉じん等による公害防止並びに建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止を図るため、立入検査による監視・指導により、生活環境を保全する。

#### 【現状と課題】

- ・アスベストを含む建築物の解体等において、飛散防止対策等の監視・指導を行っている。
- ・法改正により、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部強化され変更になったことから更なる周知が必要である。

#### 【計画】

- ・ばい煙発生施設・粉じん発生施設への立入検査を実施。
- ・建設部局と合同で解体現場等の立入検査を実施。

### 4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

#### 【事業目的】

- ・水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場及び事業場からの排水を監視・指導することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内には、水質汚濁防止法に定める特定事業場及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき排水調査を実施しているが、排水処理施設の不適切な維持管理等から基準を超過した汚水を排出する事業場が見られる。
- ・平成24年の水質汚濁防止法改正により、有害物質貯蔵指定施設等については届出が必要となり、構造基準の遵守が義務付けられている。

#### 【計画】

- ・平成25年度に改定された「水質汚濁防止法に係る事務処理要領」に基づき、排水基準が適用される事業場等に対し、計画的に立入検査・排水検査を実施する。
- ・既設の有害物質貯蔵指定施設設置者等に対する構造基準の適合周知を徹底する。

### 4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の規制対象施設に対する排出ガス等の検査を行い、排出基準の遵守を指導する。また、同法に基づく事業者によるダイオキシン類の自主測定及び報告の徹底を図ることにより、県民の健康保護を図る。

【現状と課題】

- 管内の廃棄物焼却炉等の特定施設から排出基準超過は確認されていない。

【計画】

- 特定施設を設置する事業場に対して立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の報告について指導する。
- 県地域環境課と合同による煙道排出ガス測定を含めた立入検査を実施する。

#### 4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- 「長崎県環境教育等行動計画」に基づき、学校、地域社会、事業所における情報や機会の提供及び環境教育の推進を図る。

【現状と課題】

- 学校や地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣する制度が例年、活発に利用されている。

【計画】

- 管内市町からの要請を受けた小学生等を対象とした水生生物調査等へ参画する。
- 環境アドバイザー制度の更なる周知を図る。

#### 4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

- 典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。）の苦情等について、発生原因を究明・排除し、地域の生活環境を保全することにより健康の保護に資する。

【現状と課題】

- 「騒音」、「振動」、「悪臭」は市町の専任事務であるが、苦情等があった際には市町と連携して対応している。
- 特に西海市において、牛豚等畜舎からの水質汚濁と悪臭を合せた複合的な苦情が寄せられることが多い。

【計画】

- 当該苦情に対しては迅速な初期対応を図り、地域住民への適切な対応を行う。

#### 4.4.7 地球温暖化防止対策

##### 【事業目的】

- ・低炭素社会の実現に向けて新たな長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を進める。

##### 【現状と課題】

- ・県から2年間の任期で委嘱を受けた4名の地球温暖化防止活動推進員が管内で活動している。

##### 【計画】

- ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の資質向上を図るための各種研修会への参画する。
- ・市町地球温暖化防止対策協議会に参画し、市町の活動・取り組みを支援する。

#### 4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

##### 【事業目的】

- ・光化学オキシダントやPM<sub>2.5</sub>などによる大気の著しい汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生した際には、県民にすばやく広報することにより、健康被害の発生を防止する。

##### 【現状と課題】

- ・大気汚染テレメータシステムを運用し、管内では西海市の雪浦、時津小学校の2ヶ所の大気測定局においてPM<sub>2.5</sub>など6物質を常時監視している。
- ・PM<sub>2.5</sub>について、昨年度注意報は発令されなかったが、今後も健康被害発生防止のため、速やかな対応が求められる。

##### 【計画】

- ・県地域環境課からの常時監視の情報に基づき、大気汚染緊急時には西彼杵医師会及び管内5診療所等に速やかな情報提供を行う。

#### 4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

該当なし

#### 4.4.10 環境放射線監視

該当なし

### 4. 5 動物愛護対策事項

#### 【事業目的】

- ・「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

#### 【現状と課題】

- ・犬猫の引取頭数は平成26、27年度に一旦増加したが、平成28年度は再び減少に転じた。(H27年度279頭→H28年度223頭)。
- ・野良ねこに対する餌やりにより、周辺の糞尿被害等による苦情が頻繁に寄せられている。
- ・平成24年度より長崎県動物愛護推進協議会西彼支部の事業として「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施している。平成28年度は31頭の手術を行った。

#### 【計画】

- ・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市町や連携し県獣医師会西彼支部と協力して啓発及び指導を行い、引取頭数の抑制につなげる。
- ・平成29年度も「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施し、みだりな繁殖による頭数増加の抑制を図る。
- ・長崎県動物愛護推進協議会西彼支部(支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師2名、各市担当者により構成)の事務局として、動物愛護に関する様々な活動を推進する。
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導。
- ・管内にある全動物取扱業者に対して監視指導を行う。

## 4. 6狂犬病予防対策事項

#### 【事業目的】

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

#### 【現状と課題】

- ・平成28年度の管内登録頭数：4,441 頭
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率 70%以上を確保する必要があるが、平成28年度の管内注射率は80%であった。しかしながら数多くの未登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
- ・平成28年度の捕獲頭数：15 頭(返還頭数0頭)
- ・平成28年度の咬傷事故件数：2 件

#### 【計画】

- ・違反犬による事故発生を防ぐため、各市町と連携し違反犬捕獲を実施する。
- ・狂犬病予防担当者会議を開催し、狂犬病予防に係る事業を推進する。
- ・登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
- ・狂犬病発生・まん延を防ぐため、登録数ならびに予防注射実施率の向上を図る。

- ・犬による咬傷事故が発生した場合、狂犬病予防員は長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程第3条に基づき検診を実施する。

## 4. 7 乳肉衛生対策事項

4.7.1 食鳥処理場の衛生  
“該当なし”

4.7.2 化製場の衛生確保  
“該当なし”

## 5. 1 適性医療確保事項

5.1.1 医療機関立入り検査

【事業目的】

- ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査により、医療機関を科学的、かつ適正な医療を行う場にふわしいものとする。

【現状と課題】

- ・不適合事項があるときは、開設者又は管理者に改善計画書を求めることも含め、改善のために必要な指導を行う必要がある。

【計画】

- ・病院は、毎年1回実施
- ・無床診療所（歯科を含む）は、5年に1回実施。有床診療所については、3年に1回実施。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

- ・関係法令に基づく、開設、変更等の受付、開設調査等及び指導を行う。

【現状と課題】

- ・良質かつ適切な医療・施術等が提供されるために、関係法令に基づく医療施設許可申請及び届出の審査が必要である。

【計画】

- ・病院、診療所、施術所等の開設届・変更許可申請及び変更届等の受付。
- ・開設、変更に伴う調査及び指導。

### 5.1.3 指定医療機関指定申請事務

#### 【事業目的】

- ・関係法令に基づき、医療機関等からの指定申請事務を行う。

#### 【現状と課題】

- ・関係法令に基づき、医療機関等の指定申請、指定辞退、変更届を受付けている。

#### 【計画】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、結核指定医療機関指定申請
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく、被爆者一般疾病医療機関指定申請

### 5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

#### 【事業目的】

- ・医療従事者、栄養士、調理師の免許申請事務を行う。

#### 【現状と課題】

- ・関係法令に基づき、国（厚生労働大臣免許）、県（県知事免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請等を受付けている。

#### 【計画】

- ・国（厚生労働大臣免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請
- ・県（県知事免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請

### 5.1.5 医療安全相談センター

#### 【事業目的】

- ・医療に対する患者の苦情や相談に迅速に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と向上を図る。

#### 【現状と課題】

- ・住民が安心してかけられる医療体制づくりを目指し、西彼地域医療安全相談センターを



設置し、医療相談事業や関係機関の連絡調整会議の開催並びに医療安全の為に情報提供を行っている。

#### 【計画】

- ・医療安全相談センター連絡調整会議
- ・相談対応（随時）

## 5. 2 医薬品等安全対策事項

### 5.2.1 薬機法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

- ・医薬品、医薬部外品、医療機器等の有効性、安全性の確保するため、薬局、製造販売業者、医薬品販売業者等に対し立入検査を実施する。

#### 【現状と課題】

- ・平成 28 年 2 月 12 日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、健康サポート機能を備えた「健康サポート薬局」の表示に係る制度が開始した。本制度の基準を周知するとともに、本制度の趣旨のとおり、薬局をとおして県民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する環境づくりに寄与する必要がある。
- ・施設数（H29.3 月末現在）：薬局 47、薬局製剤製造販売業 2、店舗販売業 21、卸売販売業 2、配置販売業 5、医療機器販売業・賃貸業 213。
- ・新規許可施設及び既存店舗において、医薬品医療機器等法に準じた医薬品の管理等を周知するため、積極的に立入検査を行っていく必要がある。

#### 【計画】

- ・医薬品の一斉取締り期間及び許可更新時期を中心に施設の立入検査を行う。その際、特に医薬品医療機器等法に適合するよう、施設の構造設備、管理状況及び医薬品の適正使用等について重点的に指導を行う。
- ・「薬と健康の週間」の期間中、地域の催し物において住民に対する医薬品の適正使用、医薬分業等の推進に関する啓発活動を行う。

### 5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

#### 【事業目的】

- ・毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者等に対する指導取締りを行う。

#### 【現状と課題】

- ・管内の毒物及び劇物関係登録施設は、販売施設 40、特定毒物研究者 2 名である。（H29.3

月末現在)

- 例年、毒物劇物販売施設に対し立入検査を行っているが、未だ譲渡手続きの不備等の違反が見られる。

【計画】

- 毒物劇物販売業登録施設に対し、農薬危害防止運動や医薬品の一斉取締りの期間、及び登録更新時期を中心に、毒物劇物の管理状況、譲渡手続き等の監視指導を実施する。

### 5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正大麻を含む）

【事業目的】

- 麻薬、向精神薬及び覚せい剤乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料等取扱者に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- 管内の麻薬取扱い施設数は、病院7、一般診療所48、飼育動物診療施設8、家庭麻薬製造業者1、卸売業者1、小売業42、麻薬研究者1である。(H29.3月末現在)
- 医療用麻薬、向精神薬、覚せい剤原料の取扱いについては、「麻薬等講習会」及び県薬務行政室作成の「取扱いの手引き」で周知しているところである。しかし、未だに立入検査時に帳簿記載不備等の違反が見られる。

【計画】

- 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料取扱い施設に対し、施用、保管、管理等に関する監視指導を実施する。

### 5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり（けしの撲滅を含む）

【事業目的】

- 麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による弊害を広く住民に周知し、薬物の乱用による危害防止を図るとともに、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- H28年度の不正けし抜去箇所14箇所、抜去本数セティゲルム種2,802株。
- 西彼保健所地区薬物乱用防止指導員協議会設置。指導員数20名
- 乱用される薬物は、麻薬、覚せい剤、大麻のみならず、危険ドラッグや向精神薬へと広がりを見せている。危険ドラッグの取締強化により、危険ドラッグ乱用による検挙数は減少傾向にあるが、覚せい剤等の再流行も懸念される。
- 県内で高校生ら若者による大麻所持等が発覚しており、啓発活動において薬物乱用に係る正確な知識・情報の提供がより一層重要である。

【計画】

- 「不正大麻・けし撲滅運動」の月間にあわせ不正けしの発見及び抜去に努める。

- ・「ダメ。ゼッタイ。普及運動」及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」の期間を中心に、薬物乱用防止の啓発を行う。
- ・「保健所地区薬物乱用防止指導員協議会」の地区指導員活動を支援し、地域における啓発活動を推進する。
- ・「薬物相談窓口事業」として一般からの啓発等の相談を受けるとともに、「薬物乱用防止教室」への講師派遣や啓発資材提供を行い、青少年に対する薬物乱用防止の啓発を行う。

## 5.2.5 献血推進

### 【事業目的】

- ・住民の献血に対する理解を深めるための普及啓発及び献血協力者の確保等を推進し、必要とされる安全な血液製剤の安定供給を確保する。

### 【現状と課題】

- ・昨年度の管内献血確保目標達成率は106.1%であり、目標を達成した。
- ・16～19歳の若年層の対年代別人口に対する献血者の割合が年々減少している。輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は高齢者の医療に使用されており、健康な若い世代が高齢者医療の多くを支えている。今後少子高齢化が進むにつれ、現在の献血者比率がこのまま推移すると、救命医療への支障が懸念される。

### 【計画】

- ・特に400ml献血及び成分献血推進・普及のため「愛の血液助け合い運動」及び「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心に啓発を行う。
- ・保健所地区献血担当者会議を開催し、市町との連絡調整や協議を行い、献血率目標達成を目指す。

## 7.1 地域医療関係事項

### 7.1.1 救急医療対策事業

#### 【事業目的】

- ・医療計画に基づき、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

#### 【現状と課題】

- ・関係機関の協力により、休日在宅当番医、救急輪番体制を実施している。
- ・5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神科）、5事業（離島・へき地医療、一般救急医療、小児救急医療、周産期医療、災害医療）及び在宅医療に重点をおいて、医療提供体制の確保、充実強化を図る必要がある。

#### 【計画】

- ・地域保健医療対策協議会等を活用し、地域の医療課題等に関する、関係機関との協議、

合意形成、情報共有等による、地域の医療提供体制等の構築、連携強化を図る。

## 8.1 母子保健福祉対策事項

### 8.1.1 健やか親子21推進事業

#### 8.1.1.1 母子保健医療推進事業

##### 【事業目的】

- ・母子保健従事者の資質の向上および支援体制の強化を図る。
- ・市町、医療機関、療育機関、母子保健関連の機関による母子保健推進体制の強化を図る。

##### 【現状と課題】

- ・西海市では自立支援協議会子ども発達支援部会（H24.2.22 設置）、時津町では子ども子育て会議（H25.10.1 設置）が設置され、長与町では地域自立支援協議会子ども部会（仮称）の設置に向けた作業部会が設置され、関係者との協議の場を設けて各課題を検討している。引き続き子どもの支援体制整備について検討する必要がある。
- ・母子保健従事者の資質の向上に向けて、各市町では、県主催研修への積極的参加及び、研修会を開催している。また、西彼保健所では、学校と連携し思春期教室を実施している。母子保健・子育て支援に携わる人材は多岐に亘っており、研修内容の充実が必要である。

##### 【計画】

- ・母子保健推進協議会（年1回）、母子保健担当者連絡会（年2回）、母子保健従事者研修会（年1回）の開催

#### 8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

##### 【事業目的】

- ・発達障害児に対する支援は、早期の気づきと児の成長に効果的な対応を早期に行うことが必要であるため、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。
- ・障害のある子どもの家族が仲間を作り、安心して子育てを行えるよう、家族会への支援等、地域の体制整備を行う。

##### 【現状と課題】

- ・発達外来受診や一部療育機関利用までに半年ほど待ちが生じており、発達の気になるお子さんの受け皿が不足している。
- ・ティーチャートレーニング研修を開催可能なインストラクターは、管内2市町（長与町、時津町）に養成できており、今後は自園での普及に取り組んでいただけるよう、インストラクター向けのフォローアップ研修の実施を検討する必要がある。
- ・学童期の関係者向けのティーチャー・トレーニングの基本知識及び療育に必要な技術の研修は経験者がまだ少なく、今後も引き続き同技法の普及啓発に努める必要がある。
- ・発達障害児等育てにくさのある子どもの早期発見については、体制整備に向けた検討が必

要であり自立支援協議会のこども部会等で今後の地域のあり方等が検討されているが、市町によって取り組みに違いがある。また、西彼地域発達支援連絡会作成冊子（子どもの育ちを支えるための第一歩～保護者とのより良いコミュニケーションを目指して～：平成24年3月作成）についても引き続き周知していく必要がある。

- ・現在活動中の親の会は、つどいや研修会等の活動を活発にされており、どのようなニーズがあるのか実態の把握が必要である。

#### 【計画】

- ・T.Tインストラクター養成研修会（対象：西海市保育士）を開催。  
（年6回＋インストラクターのみ2回）
- ・学童期の発達支援研修会（対象：長与町、時津町学童保育支援員）を開催。（年5回）
- ・発達支援に携わる方との意見交換（年数回）、親の会支援（適宜）

### 8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

#### 【事業目的】

- ・小児慢性特定疾病児や家族等が必要とする支援内容を把握し、関係機関と連携し支援体制づくりの構築を図る。

#### 【現状と課題】

- ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の必須事業として、相談支援事業が位置づけられている。申請時面接や退院時から早期に把握し、保護者や在宅療養児が孤立しないよう継続支援できる体制が必要である。
- ・近年、地震等の災害が多発しているが、医療的ケアを必要とする在宅療養者に対する災害時の支援体制の整備が不十分であることから、医療機関や在宅サービス支援者や教育関係者とのネットワークを強化し平常時だけでなく、災害時の支援体制を検討する必要がある。また、保護者や在宅サービス支援者等の自主防災意識の向上のための啓発を行うことが必要である。

#### 【計画】

- ・受給者証決定通知送付時に「防災リーフレット」を同封。
- ・災害時の支援体制について、各市町・関係機関と取り組み状況や課題を共有。
- ・個別及び地域課題共有のための医療・福祉・学校関係機関とのネットワークづくり。
- ・継続支援が必要なケースの支援方針を検討する支援区分検討会の実施（偶数月）

### 8.1.2 健やか親子サポート事業

#### 8.1.2.1 思春期保健対策事業

#### 【事業目的】

- ・思春期の健全な母性父性の育成と妊娠、出産、子育て、また女性特有の健康問題や更年期等の、各ライフステージに応じた、適切な自己管理ができるよう支援する。

#### 【現状と課題】

- 長崎県における20歳未満の人工妊娠中絶率は、H25年度7.2、H26年度9.0、H27年度8.3と全国平均5.5を上回っており、思春期世代への継続した正しい知識の普及啓発が必要である。
- 情報が氾濫する中、これから妊娠、出産をむかえる世代や現在妊娠適齢期の世代に対し、妊娠や不妊に関する正しい知識の普及啓発が必要である。
- 各市町は、母子保健事業から見える課題を通して、学校保健との連携の必要性を感じながらも、マンパワーの問題等から具体的な取組みは困難な状況である。今後も、地域で学校と連携した継続的な取組みが必要である。

#### 【計画】

- 思春期及び妊娠適齢期に関する若者世代への健康教育の実施。
- 思春期保健従事者研修会（年1回）
- 思春期保健対策連絡会（養護部会）

### 8.1.2.2 児童虐待防止推進事業

#### 【事業目的】

- 市町と連携を図りながら、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発予防まで総合的に推進する。

#### 【現状と課題】

- 児童虐待ゼロプロジェクトへの取組みは、医療機関や市町等関係機関で実践されているが、連携できていない産科医療機関も多い。
- ハイリスクケースの早期発見と、予防的な関わりの重要性について、市町や医療機関と共有し、既存事業の有効活用を図ることが必要である。

#### 【計画】

- 時津町との定例カンファレンスへの参加（月1回）
- 要保護児童対策地域協議会への参加（適宜）
- 管内市町と児童虐待ゼロプロジェクトの連携状況の確認を行い、必要時、虐待予防の取組みについて検討（年1回）

### 8.1.2.3 女性健康支援センター事業

#### 【事業目的】

- 女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、女性特有の様々な健康問題に対する相談に応じ、健康づくりを支援する。

#### 【現状と課題】

- 相談対応機関は各市町および医療機関など様々あるが、地域住民が相談窓口として複数

の選択肢をもてるよう当所の窓口について周知するも、件数は少ない状況である。

【計画】

- ・ホームページ等活用し、女性の健康に関する相談窓口の周知

#### 8.1.2.4 不妊サポートセンター事業

【事業目的】

- ・不妊に関してサポートを要する人が、適切な支援をうけられる。

【現状と課題】

- ・申請時に、不妊に関する多様な相談が寄せられ、相談者にとっては誰にも話せない思いを吐露できる場になっていると思われる。治療が長期化すると身体的・精神的・経済的にも負担が大きく、当事者が集える場や治療終了時期について相談されることもあり、対応者のスキル向上と情報提供できる体制が必要。
- ・不妊治療を行うことで、ライフプラン変更を余儀なくされる人やもっと早く卵子の老化などの情報を知っていたらという話しをされる方もいる。妊娠・出産を経験する若い世代が、正しい知識をもち選択できる力を養うことができる取り組みは継続して必要である。

【計画】

- ・不妊サポートセンター窓口の周知、ホームページ掲載や各市町広報誌の活用。
- ・申請時の面接からニーズを把握し、適切な情報提供ができるようにする。必要であれば継続支援を行う。（季刊誌ジネコの配布等）
- ・これから妊娠・出産を経験する世代へ「すてきなあなたへ」を活用した健康教育の実施。

#### 8.1.3 特定不妊治療費助成事業

【事業目的】

- ・特定不妊治療のうち、治療費が高額で医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・申請件数の減少傾向の要因は、制度上申請にかかる年齢及び回数制限が加わったことが要因で、不妊に悩む夫婦が減少したとは考えにくい。対象者が申請できるよう周知を図る。
- ・H28年度から、西海市の単独助成開始となった。助成内容の説明と対象者への周知が必要である。

【計画】

- ・助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・申請に関する問い合わせの対応。

#### 8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

##### 【事業目的】

- ・児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより治療が長期にわたり、療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、治療方法に関する研究等に資する医療の給付や、その他の事業を行う。

##### 【現状と課題】

- ・法改正に伴い対象疾患の追加等が行われ、新規・更新対象者への周知が必要である。

##### 【計画】

- ・助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・申請に関する問い合わせの対応。
- ・「小児慢性特定疾病相談」チラシの活用。

## 8. 2 医療的ケア児支援

##### 【事業目的】

- ・医療的ケア児及びその家族が地域で適切な支援を受け安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図る。

##### 【現状と課題】

- ・医療的ケア児の多くは小児慢性特定疾病受給者の認定を受けており、管内の認定者のうち在宅で高度な医療的ケアが必要な療養児は、H28年9月現在で23名である。H28年に実施した療養状況調査から24時間看護や介護が必要な場合もあり、家族の介護負担の増大や、SOSを発信できず様々な不安を抱えていることがわかった。医療機関や在宅サービス支援者と連携し在宅療養へ移行の際は早期に把握し、医療的ケア児・家族が孤立しないよう継続支援できる体制が必要である。
- ・医療的ケア児の中には、身体症状が不安定なため登校できない児や、就園先の受け入れ態勢が整わず保護者が就労できない現状がある。医療的ケア児・家族が抱える課題を共有し解決するため、教育機関等とネットワークづくりが必要である。

##### 【計画】

- ・医療機関等の依頼に応じて、退院時カンファレンスに参加する。
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の計画に準じる。

## 8. 3 高齢者保健対策事項

### 8.3.1 介護予防市町推進事業

##### 【事業目的】



市町が実施する介護予防の取組を効果的・効率的に実施することができるよう、広域的な観点から市町を支援する。

#### 【現状と課題】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取組が国・県・市町において推進されている。
- 各市町が実施主体となり取組んでいる介護予防事業については、「(新しい)介護予防・日常生活支援総合事業」として平成27年度に制度改正が実施され、本年度当初には全ての市町において実施が位置づけられたことから、各市町において効果的な介護予防事業の実施に向けた体制整備が図られている。
- 介護予防事業に従事する関係職種のさらなる資質向上等を目的に、長崎地域リハビリテーション広域支援センター主催で介護予防関連の研修会等が開催されており、当所においてはその支援を適宜実施している。

#### 【計画】

- 1) 関係機関支援（適宜）

### 8.3.2 在宅高齢者栄養・口腔ケア連携事業

#### 【事業目的】

摂食や嚥下、口腔機能に問題のある高齢者が、在宅においても安心して自分らしい生活ができるよう、保健・医療・福祉関係者の資質の向上と支援体制の整備を行う。

#### 【現状と課題】

- 平成24年度より「西彼地区口のリハビリテーション地域・医療連携事業作業部会」を設置し、西彼歯科医師会を中心とした各関係団体の協力に基づき、地域連携体制の検討および研修会企画等を実施している。また、平成24年度より西彼保健所主催で、口腔ケア等の実務者を対象とした「口腔ケア等実践者養成研修会」を1回/年の頻度で開催している。
- 西彼歯科医師会が主体となり、医師、歯科衛生士、栄養士、介護関係者等と連携し開催される「口のリハビリテーション学習会」の定着が図られている。
- 要介護者等が安心して口腔ケア等サービスや歯科的支援を受けられる体制整備に向け、口腔ケア等の実務者のさらなる資質向上および歯科診療所と居宅介護支援事業所の連携向上等が求められている。

#### 【計画】

- 口腔ケアにかかる研修会の開催（年1回）
- 口のリハビリテーション学習会開催支援

## 9. 1 歯科保健対策事項

### 9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

#### 【事業目的】

- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）の実現を目指し、歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内の乳幼児のむし歯の有病状況は県平均より少ない状況である。
- ・成人期、高齢期においては、市町で歯周疾患検診を実施しているが、受診率は低い状況である。

#### 【計画】

- ・地域歯科保健推進協議会の開催（年1回）
- ・歯科保健関係者研修会の開催（年1回）
- ・歯科保健の普及啓発

### 9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

#### 【事業目的】

- ・障害者協力医との連携のもと、巡回歯科診療車によって安心した医療サービスの提供を図る。

#### 【現状と課題】

- ・在宅の障がい者の利用は少なく、施設に入所している障がい者の利用がほとんどであり、利用する施設も限定されている。

#### 【計画】

- ・平成29年度は実施なし

### 9.1.3 フッ化物洗口推進事業

#### 【事業目的】

- ・う蝕の県内全体の予防体制としての集団によるフッ化物洗口の推進

#### 【現状と課題】

- ・平成29年度、管内全小学校でフッ化物洗口実施完了見込み。
- ・平成29年度の管内幼保施設のフッ化物洗口希望施設は85.1%であり、各市町、完了目

標は平成30年度である。

#### 【計画】

- 管内市町フッ化物推進関連会議への参加
- 市町フッ化物洗口推進事業の推進に係る助言または指導

## 10. 1 精神保健福祉対策事項

### 10.1.1 適正な精神医療の確保

#### 【事業目的】

- 精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- 関係機関と連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

#### 【現状と課題】

- 平成29年2月28日に閣議決定し、平成29年通常国会へ上程された精神保健福祉法改正案には、精神疾患の患者に対する医療の充実を図ることを趣旨として、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院支援を行う仕組みを整備することとなっている。
- 精神障害者へ適切な医療を迅速に提供できるよう、未治療者や治療中断者への支援のため関係機関と連携を図る必要がある。
- 精神障害者の保護申請通報件数は年々増加している。その中でも長崎市保健所管内の事例が増加しており対応件数の約8割を占めている。

#### 【計画】

- 精神科病院の実地指導(年1回)及び必要に応じた実地審査を行う。
- 管内の措置入院者については、入院中から退院後の支援について検討するため、関係者等話合いの場を持ち、関係機関と連携を図り退院支援を実施する。
- 事例の支援方針検討のため定期的に所内ミーティングを実施する。(月1回)
- 管内(長崎市を含む)警察署等との連絡会の開催(1回)。

### 10.1.2 精神保健福祉相談事業

#### 【事業目的】

- 一般住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法の相談を受け、適切な対応及び支援を行う。

#### 【現状と課題】

- 全体的な相談実数は横ばいであり、今後も必要な人に必要な情報が届くよう；普及啓発を行う必要がある。

- ・相談対応には、専門的な知識等に基づく対応が必要な場合も多く、保健所職員及び相談支援を行う機関の職員においては、今後も継続的な知識や技術の構築が必要である。

#### 【計画】

- ・保健所職員相談対応（随時：電話相談、来所相談、訪問面接）
- ・嘱託医相談（毎月第2金曜日、奇数月第4木曜日）
- ・関係機関への周知（当所HP掲載、市町広報依頼）

### 10.1.3 精神障害者社会復帰促進事業

#### 【事業目的】

- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- ・入院生活から地域生活へのスムーズな地域移行に向けて、関係機関（市町、相談支援事業所、医療機関）との連携を強化し、支援体制整備を図る。
- ・精神障害者が、地域社会の中で安心して生活し社会参加できるように、関係機関と連携を図りながら、精神障害に関する正しい知識の普及啓発やボランティア支援等を行う。

#### 【現状と課題】

- ・平成28年度の個別給付件数は、地域移行支援2件、地域定着1件であった。
- ・管内医療機関の入院患者の67%（H27.6月末）が在院期間1年以上の長期入院者である。入院後3ヶ月以内や1年時点の退院率はやや改善が見られている。また、医療機関も病院説明会の開催受け入れ等、協力的な姿勢である。
- ・時津町、長与町の精神障害者は、長崎市内の精神科病院に入院しており、長崎市内の精神科病院と連携を図っていく必要性がある。
- ・管内の関係者は概ね顔の見える関係が図られてきており、担当者会議が地域の体制作りの検討の場となっている。
- ・ピアサポーターの活用は地域移行を進める上では不可欠である。今後も活躍の場の設定が必要である。
- ・各市町が自立支援協議会専門部会を設置しており、保健所は、部会による事業推進を支援している。
- ・各ボランティアグループは独自に活動しており、随時状況確認し支援が必要。
- ・関係機関よりボランティア養成への協力について要望があり、地域と連携を図り支援していく。

#### 【計画】

- ・H29年度西彼保健所圏域アクションプランに基づき事業推進を行う。
- ・関係機関との連携強化と地域の体制作り：担当者連絡会の開催
- ・病棟説明会の開催：西海市自立支援協議会地域移行部会主催で真珠園療養所において実施。
- ・ピアサポーターの育成と活用：病院説明会にて、ピアサポーターの活用を図る

- 市町支援：自立支援協議会各部会へ参画し支援をしていく。
- 長崎市内の精神科医療機関との連携  
長与・時津町担当者との協議する場の設定
- 管内の自主組織支援グループの活動を把握する。
- ボランティア活動支援：クレヨンの会 定例会総会 1回  
定例会 適宜  
長与町健康まつり
- ボランティア育成支援：育成研修会等の開催についてボランティアグループ、長与町役場、社会福祉協議会を交えた検討会を行う。

#### 10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

##### 【事業目的】

- 高次脳機能障害の理解に関する啓発や相談窓口の周知を行う。

##### 【現状と課題】

- 管内3市町の広報誌を活用し、高次脳機能障害にかかる相談窓口の周知を例年実施している。また、平成21年度から23年度には、高次脳機能障害についての理解促進、受け皿の拡充、関係機関との連携構築を目的に関係機関を対象に学習会を開催した。さらに、平成24年度から25年度にかけては、更なる受け皿の拡充および質の向上を目的に障害福祉サービス事業所を対象に出前講座を実施した。
- 相談実数は伸び悩んでおり、関係機関との連携を図る機会が少ない状況にある。なお、相談支援については、精神保健福祉相談事業の枠組みで実施している。
- 高次脳機能障害にかかる地域支援体制構築に向けては、事例を通じた関係機関との連携構築が有効であることから、引き続き、相談窓口の周知が重要である。

##### 【計画】

- 相談窓口の周知（市町広報誌への情報掲載）

#### 10.1.5 自殺対策推進事業

##### 【事業目的】

- 様々な分野の関係機関がそれぞれに役割を担い、連携・協働して自殺対策事業を行うことにより、管内自殺者数の減少を目指す。

##### 【現状と課題】

- 改正自殺対策基本法（平成28年3月成立）により、市町においては「市町村自殺対策計画」の作成が義務づけられた。今後は、より市町独自の積極的な事業展開が図られるよう、市町支援が必要と考える。
- 普及啓発活動、ゲートキーパー養成については、周知活動を積極的に行い、自殺ハイリスク者の早期発見や早期対応につながるよう効果的に実施していく必要がある。
- 管内の自殺者数は平成22年以降減少しているが、平成21年～28年の8年間の自殺

者を年代別でみると中高年が最も多い。(地域自殺の基礎資料) 今後これらへの対策が必要である。

#### 【計画】

- 市町自殺対策計画の策定に伴い、市町支援の強化を図る。
- 自殺対策における地域支援を充実するために、関係機関との連携強化を図る。
  - ①自殺対策事業担当者連絡会の開催(年1~2回)
  - ②事業推進や連携強化のため管内市町の庁内連携会議等へ参画(随時)
- 自殺ハイリスク者への早期発見や、適切な相談機関へつなぐための体制整備を行う。
  - ①自殺対策相談窓口研修会の開催(年1回)
  - ②思春期教室の中で、こころの健康教育を実施(随時)
  - ③ゲートキーパーを養成講座の実施(随時)
  - ④出前講座の実施(随時)
  - ⑤精神保健福祉相談の一環として、自死遺族への個別支援を行う。

### 10.1.6 ひきこもり対策推進事業

#### 【事業目的】

- 「ひきこもり地域支援センター」として、地域における関係機関との連携体制の構築、普及啓発を行い、ひきこもりに悩む人や家族の支援を行う。

#### 【現状と課題】

- 今後も継続的に「ひきこもり地域支援センター」の周知を図るとともに、関係機関との連携を図りながらケースの掘り起こしを行う必要がある。
- 家族教室やつどいについては、ひきこもり家族から実施の要望があるため、地域の身近な社会資源として、ニーズに corres する必要がある。また、実施回数については実情を鑑みながら適切な回数を設定する必要がある。
- 当所以外の市町等の相談窓口でもひきこもり対応を行っており、対応に苦慮するとの声も聞かれるため、そのような支援者を対象に、研修会を開催し地域でのひきこもり支援の充実を図る。

#### 【計画】

- 当事者支援：随時相談対応  
必要時関係者間での検討会
- 家族支援：家族のつどい(年4回)
- 普及啓発：関係機関職員を対象としたひきこもり支援研修会(年1回)
- 民生委員等と連携し、ひきこもりの人の掘り起こしを強化する。

### 10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

#### 【事業目的】

- 長崎地域における精神科救急患者や身体合併症を有する精神科疾患患者への適切な医療

提供体制の整備を図る。

#### 【現状と課題】

- ・長崎圏域においては、一般救急医と精神科医の連携体制の構築が必要である。

#### 【計画】

- ・救急医と精神科医との顔の見える関係づくりの企画
- ・関係機関等との連絡調整

## 1 1. 1 難病対策事項

### 1 1. 1. 1 難病患者地域対策推進事業

#### 【事業目的】

- ・難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内特定疾患（指定難病）医療受給者証所持者数は、年々増加している。その中でも医療依存度や介護度が高い神経難病は、多くのサービスや制度の導入が必要であるため、関係機関と連携し、在宅療養支援が必要である。
- ・時津町や長与町在住の難病患者の在宅療養生活支援体制として、長崎市内の専門医療機関（準拠点病院・基幹病院）や一般医療機関・診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等の社会資源を利用されているが、西海市は市内に社会資源が乏しく、また市外の社会資源も利用しにくいことから、在宅療養生活を希望していても困難な場合がある。
- ・医療相談会は、患者と家族にとって専門的な情報を得る貴重な機会であると共に交流の場ともなっており、開催のニーズも高い。より多くの患者と家族が参加できるよう、開催場所等を考慮し、今後も継続開催していく。
- また、より多くの疾患の方が参加できるように、長崎市や他関係機関の開催情報を提供していく必要がある。
- ・筋萎縮性側索硬化症患者及び家族は、疾患の特徴から療養生活上の困難等が多く生じる可能性が高く、療養生活を支える家族の支援も必要である。
- ・在宅療養生活を支援するためには、訪問介護員の利用は重要であり、実際利用する患者も増えてきている。訪問介護員の質の担保並びに利用拡大を支援するために、難病ホームヘルパー養成研修を開催する必要がある。
- また、訪問介護員のみだけでなく、難病患者に関わる関係者や関係機関の質の向上や、ネットワークの構築を支援するため、関係者の研修会を開催する必要がある。
- ・近年自然災害が多く発生しており、平成25年度に災害対策基本法が改正されたことも踏まえ、特に医療依存度の高い在宅人工呼吸器等使用難病患者について、市町等と連携し「災害時個別支援計画」策定を支援する必要がある。

#### 【計画】

- ① 主に神経難病や必要と思われる患者・家族に対し、在宅療養支援計画策定・評価事業に基づく訪問相談事業を実施
- ② 医療相談事業の実施（3回）
- ③ 難病ホームヘルパー（訪問介護員）研修会の開催
- ④ 難病従事者研修会の開催
- ⑤ 筋萎縮性側索硬化症介護者の集い（1回）
- ⑥ 在宅人工呼吸器資料難病患者について、市町等と連携した「災害時個別支援計画」の策定支援

### 11.1.2 特定疾患治療研究事業・特定医療費助成

#### 【事業目的】

- ・発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、指定難病にかかる疾病に関する医療の確立・普及を図ると共に、難病患者の医療費の負担軽減を図る。

#### 【現状と課題】

- ・難病対策の法制化により、特定疾患治療研究事業の対象疾患数が330疾患へ拡大し、対象に生活保護者も追加された。それに伴い、申請必要書類の変更や自己負担額の変更等が生じ、照会等の申請に関する対応の件数が増加している。

#### 【計画】

- ・特定疾患治療研究事業申請受付
- ・特定疾患治療研究事業に関する電話、来所等の対応

## 11.2 骨髄バンク・臓器移植推進対策事項

#### 【事業目的】

- ・骨髄提供希望者に対して、骨髄移植及び骨髄バンク事業についての説明、登録手続きをおこない、骨髄バンクと臓器移植推進のため普及啓発に努める。

#### 【現状と課題】

- ・ポスター掲示等での普及啓発をおこなっているが、当所では骨髄バンク登録や相談はほとんどない状態である。



【計画】

- 骨髄バンク事業ドナー登録受付
- 骨髄バンク事業と臓器移植に関する普及啓発、相談対応

## 12. 1 感染症対策事項

### 12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- 感染症発生の予防及びまん延防止のため、関係機関と連携を図り必要な対策を講じる。
- 感染症に対する正しい知識の普及を図る。

【現状と課題】

- 管内では毎年ダニ媒介性感染症の発生があるため関係機関及び住民への周知が必要である。
- 散発的であるがインフルエンザ等の集団発生があるため、各福祉施設及び住民に対して感染症予防研修会の開催や注意喚起を行っていく必要がある。

【計画】

- 西彼地域感染症対策協議会の開催（1回）
- 感染症発生時の迅速かつ的確な対応
- 普及啓発活動の実施

### 12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

- 管内における感染症発生情報を収集、分析、提供、公開を行うことにより感染症の発生予防、蔓延防止および適切な医療のための情報提供を図る。

【現状と課題】

- 管内も含めた長崎県における感染症発生状況を速やかに関係機関や地域に対して情報提供し、感染症流行時には、随時注意喚起を行っている。

【計画】

- 感染症発生動向を毎週保健所ホームページへ掲載
- 感染症発生動向をFAX、メールで関係機関等に周知
- 流行している情報をタイムリーに提供し、必要時注意喚起を行う

### 12.1.3 予防接種事業

#### 【事業目的】

- ・市町と連携し適切な情報提供と予防接種勧奨に取り組み、感染症の発生及び蔓延防止を図る。

#### 【現状と課題】

- ・管内市町とも法改正に対して適切に対応できている。
- ・平成28年度は予防接種事故が3件あったが、再発防止のために十分な対策がとられている。

#### 【計画】

- ・予防接種に関する適切な情報の提供
- ・予防接種に関する相談対応

### 12.1.4 肝炎対策事業

#### 【事業目的】

- ・B型C型肝炎ウイルス検査を促進し、早期発見・治療に結びつけるとともに、感染者に対する相談、治療が円滑に行われるように推進する。

#### 【現状と課題】

- ・保健所で行う特定感染症検査、医療機関委託、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査等が実施されているが、未受検者へ向け、今後も検査の機会の提供と周知を行っていく必要がある。

#### 【計画】

- ・B型、C型肝炎相談及びHBs抗原、HCV抗体検査の実施
- ・肝炎治療特別促進事業申請受付を行う。
- ・普及啓発活動
- ・ウイルス性肝炎重症化予防事業（初回精密検査・定期検査費用助成）申請の受付、陽性者のフォローアップを行う。

### 12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

#### 【事業目的】

- ・エイズ、性感染症の理解に関する啓発、匿名、無料検査相談窓口の周知を図る。
- ・エイズ、性感染症の早期発見、早期治療へつなげる。

### 【現状と課題】

- 全国的に新規 HIV 感染者、新規エイズ患者は横ばい傾向である。新規 HIV 感染者においては 20～30 歳が一番多く、新規エイズ患者は 30～40 代が多い状況。また、エイズ発症後に発見されることも少なくなく、早期発見、早期治療が大変重要となる。また、梅毒も全国的に増加傾向で、特に女性患者の急激な増加報告がされている。
- エイズ、性感染症検査の件数は、毎年 30～40 件を推移している。イベント時には、即日検査を実施し、受検者は横ばい傾向である。夜間検査受検者はほとんどいない。HIV 抗体陽性者はおらず、クラミジア抗体陽性者数は、横ばいである。
- 相談件数は減少傾向であり、ほとんどが HIV 検査に関することである。
- 普及啓発として、HIV 検査普及週間や世界エイズデーの期間に管内市町や関係機関等へポスター配布や広報誌掲載依頼等をおこなっている。また若年者に対しては、母子保健担当者とともに希望がある学校に対して思春期教室を実施している状況。

### 【計画】

- エイズ・性感染症相談窓口の開設（随時）
- HIV抗体検査及びクラミジア抗体検査の実施  
（通常検査（毎週月・金曜日）、夜間検査（毎月第4月曜日）、即日検査（イベント時））
- 普及啓発活動、健康教育の実施  
（各イベント時にポスター配布や市町広報誌への掲載、各町の成人式にリーフレット配布、希望の学校に対し健康教育の実施、保健所ホームページへの掲載）
- 長崎県性感染症4疾患患者全数把握調査の情報還元

## 12. 2 結核対策事項

### 12.2.1 結核予防対策推進事業

#### 12.2.1.1 発生の予防及び蔓延の防止

##### 【事業目的】

- 感染症法に基づき、結核患者の早期発見・早期治療により感染の拡がりを抑える。
- 定期健康診断の促進による結核患者の早期発見、結核患者と接触があった者に対する健康診断の確実な実施による結核の蔓延を防止する。

##### 【現状と課題】

- 長崎県の結核罹患率はH27年：15.7(全国14.4)と全国を上回っているが、管内は10.9と低い状況である。
- 保健所に報告義務のある事業所関係の定期健康診断はH27年度は98.3%であるが、市町の結核健診受診率は19.1%である。

#### 【計画】

- 結核の正しい知識の普及啓発を行う。（一般住民や関係者）
- 患者発生時の接触者健診と治療終了後の管理検診を実施する。
- 新登録結核患者に対し、早期患者訪問及び疫学調査を行う。

### 12.2.1.2 適正な結核医療確保

#### 【事業目的】

- 入院勧告及び就業制限、結核医療費公費負担を適正に行い、結核患者に対して早期に適切な医療を提供する。
- 感染症法に基づき、医療費公費負担に関して必要な事項を診査する。

#### 【現状と課題】

- 感染症法に基づき、医療費公費負担に関して必要な事項を診査する。

#### 【計画】

- 結核診査専門部会を開催する。

### 12.2.1.3 結核発生動向調査事業

#### 【事業目的】

- 結核について発生状況情報を収集、分析、提供を行うことにより結核の発生予防、蔓延防止を目的とする。

#### 【現状と課題】

- 随時、新しい情報をシステムに入力し、還元された情報を住民及び関係者へ情報提供をおこなっている。

#### 【計画】

- 結核研修会等での情報還元

### 12.2.2 結核対策特別推進事業

#### 12.2.2.1 治療完遂のための患者支援

#### 【事業目的】

- 関係機関等との連携のもと、治療中断のリスク・患者の利便性・地域の実情を考慮したDOTS事業を実施することにより、患者に対する服薬支援を徹底し、患者の完全治癒を図る。

【現状と課題】

- 服薬支援は全ての治療者に対して実施しており、治療は脱落なく、全ての者が治療完遂している。

【計画】

- 全ての治療者に対して、服薬支援の実施
- ケースに応じたDOTSカンファレンスのタイムリーな実施
- コホート検討会の実施（1回）

#### 12.2.2.2 高齢者結核対策

【事業目的】

- 結核を早期発見し、早期治療につなげることで感染拡大防止を図る。

【現状と課題】

- 高齢者は罹患率が高い状況にあり、患者の殆どが医療機関を受診して発見されていることから、有症状者の早期受診・早期診断が重要となっている。
- 長崎県結核対策検討会にて高齢者施設用の結核患者早期発見チェックリスト及び医療機関向けフローチャートを作成中であり、平成 29 年度は県下一斉に周知予定である。

【計画】

- 高齢者施設職員向けに高齢者施設用チェックリストの普及啓発のための研修会及び医療機関向けの研修会を実施する。
- 希望施設へ出前講話を継続して開催する。

#### 12.2.2.3 結核菌分子疫学調査

- 実施なし

### 14. 1 健康危機管理機能強化事項

#### 14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

- 健康危機発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・強毒性の新型インフルエンザ・新種のコロナウイルス感染症及び鳥インフルエンザ等が発生する危険性が懸念されるため感染防止対策の重要性が高まっている。

【計画】

- ・健康危機管理関係研修の受講
- ・各種対応マニュアルの改訂

#### 14.1.2 新型インフルエンザ等対策予防事業

【事業目的】

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え万が一発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」は H26.3 月、管内「各市町新型インフルエンザ等対策行動計画」は H27.3 月までに策定されている。
- ・「西彼保健所新型インフルエンザ等対策マニュアル」は H22.4 月改訂しているが、県統一の保健所マニュアルを作成中であり、策定後はこれに準ずることとなる。

【計画】

- ・「長崎県新型インフルエンザ等対策保健所マニュアル」に添付する地域情報の内容について検討する
- ・新型インフルエンザ等対策訓練を年 1 回実施する

#### 14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・養鶏場等において鳥インフルエンザが発生した場合に、養鶏場従事者、防疫作業従事者並びに地域住民への感染を防止するため、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民を対象とする健康相談窓口の開設、心のケア等の対策を関係機関と連携して行う。

【現状と課題】

- ・長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルが平成 27 年 11 月に改訂。
- ・防疫措置従事者等への健康管理について、精神的ストレスに対する対応の強化が求められている。

【計画】

- ・対応マニュアルの改訂と所内体制の整備。
- ・机上訓練及び実地演習への参加。

#### 14.1.4 原子力防災訓練事業

#### 【事業目的】

- 原子力災害から住民の生命と健康に係る被害が発生した、または、発生する恐れがある場合に迅速かつ適切に対応するため、長崎県地域防災計画等に基づく訓練等に参加し、活動手順を習得する。

#### 【現状と課題】

- 関係機関が設置、運営する救護所（避難所）で緊急被ばく医療活動に携わる。
- 定期的な訓練による活動手順の習得と関係機関との連携及び原子力防災に関する研修による知識の習得が必要。

#### 【計画】

- 長崎県原子力防災訓練への参加。
- 原子力防災関係研修の受講。

## 14. 2健康ながさき21促進 地域・職域連携推進

### 14.2.1 地域保健医療対策事業

#### 14.2.1.1 圏域版 医療計画推進事業

##### 【事業目的】

- 医療供給体制等について協議を行う。

##### 【現状と課題】

- 新医療計画の中に新たに「精神科医療」が追加されたことに伴い、精神科救急連携強化事業を実施予定

##### 【計画】

- 西彼地域保健医療対策協議会の実施
- 精神科救急医療について、関係機関との連絡会を実施

### 14.2.2 CKD 対策事業

##### 【事業目的】

- 腎機能低下の早期発見・早期治療によって、機能低下がまだ軽度である状態から治療を開始し、末期腎不全の患者を減らす。

##### 【現状と課題】

- わが国では、成人の8人に1人が慢性腎臓病（以下、CKDと記す）といわれているが、早期には自覚症状が乏しいため本人が気づいていなかったり、健診等で異常を指摘されても医療機関を受診しない人が多いといわれている。また、他疾患で医療機関を受診していてもCKDに対する適切な治療が行われないままで、透析治療が必要になって初めて

専門医に紹介される場合もある。

- ・ 県内の透析患者数は約4,090人（平成28年3月末）、人口100万対の患者数は全国平均より高く、管内市町については、1市が全国・県平均より高い状況である。
- ・ 市町における特定健診は40%台を推移しており、腎臓機能評価の血液検査や尿検査を行っているが、受診率が高い状況ではないため、未受診者の状況が把握できない。未受診者対策も重要となる。

#### 【計画】

- ・ 管内市町担当者との情報共有（必要時）

### 14.2.3 脳卒中地域連携推進事業

#### 【事業目的】

- ・ 長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図り、質の高い提供体制の推進を図る。

#### 【現状と課題】

- ・ 長崎地区の脳卒中対策を協議し、関係者間の連携を図るため、長崎地域脳卒中連携協議会を設置している。
- ・ 長崎地域脳卒中検討委員会の下部組織として長崎地区脳卒中センター等会議を設置する。

#### 【計画】

- ・ 長崎市と協議し協議会を開催。
- ・ 長崎地域脳卒中センター等会議設置に向けて、長崎市と協議。

### 14.2.2 健康ながさき21推進事業

#### 14.2.2.1 たばこ対策事業

#### 【事業目的】

- ・ 公共施設における受動喫煙防止を推進する。
- ・ 未成年者の喫煙防止を図る。

#### 【現状と課題】

- ・ 管内市町が管理する施設の禁煙・分煙実施率は、97.8%（H27.12月現在）である。
- ・ 長崎県では、平成26年度より受動喫煙防止対策の一環として「長崎県禁煙宣言の店登録事業」を実施している。（H29.2.月末登録店舗数：15店舗）あらゆる機会を活用し、啓発していく必要がある。
- ・ 未成年者の喫煙防止対策について、教育関係機関等と協力しながら継続して取り組む必要がある。



【計画】

- ・飲食店における受動喫煙防止対策についての普及啓発の実施
- ・未成年者の喫煙防止について、教育委員会及び養護教諭と連携しての普及啓発。

#### 14.2.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・がん検診による早期発見・早期治療の実現によりがんによる死亡者を減らす。
- ・生活習慣の改善によるがん予防を図る。

【現状と課題】

- ・がんは、長崎県における死因の第1位であり、約3人に1人ががんで死亡している。
- ・平成27年度の長崎県のがんによる死亡率は全国ワースト10位である。

【計画】

- ・がん検診の普及啓発
- ・がん予防における正しい知識の普及

#### 14. 2.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

- ・生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現する。

【現状と課題】

- ・平成23年度長崎県健康・栄養調査の結果より、野菜の摂取不足や食塩の摂取量が多い人が7割を占める等、食生活に関する問題点が明らかになった。
- ・外食や中食を利用する場合も、健康づくりに配慮した食事をとることができるような環境整備を図るため、飲食店等に「長崎県健康づくり応援の店」事業の周知及び登録の働きかけを行う。

【計画】

- ・「長崎県健康づくり応援の店」事業の推進

#### 14.2.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

【現状と課題】

【計画】

- ・ 10.1.5 自殺対策推進事業に準ずる。

#### 14.2.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり事業

##### 【事業目的】

- ・ 地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- ・ 地域住民が生涯を通じて健康づくりができるよう支援する。

##### 【現状と課題】

- ・ 事業所（特に小規模事業所）における健康管理体制が十分ではない。
- ・ 地域保健、職域保健それぞれの関係機関の連携は十分とは言えない。各関係機関における保健事業の取り組みの充実及び連携強化による健康づくりの推進が必要である。

##### 【計画】

- ・ 西彼保健所地域・職域連携推進協議会の開催（年1回）
- ・ 西彼保健所地域・職域連携推進協議会作業部会の開催（年1～3回）
- ・ 市町健康づくり担当者連絡会の開催（年1回）
- ・ 国保・健康増進課が実施する「職場の健康づくり応援事業」の推進

### 14.3 地域包括ケアシステムの構築

#### 14.3.1 地域リハビリテーション推進

##### 【事業目的】

- ・ 高齢者や障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者や障害者の様々な状態に応じた地域のリハビリテーション事業や介護予防事業が、適切かつ円滑に提供される体制整備を図るとともに、保健・医療・福祉の関係者等のネットワークづくりを推進する。

##### 【現状と課題】

- ・ 長崎地域リハビリテーション連絡協議会（事務局：西彼保健所）を設置し、円滑な事業実施体制および事業方針について、市町、関係団体および長崎地域リハビリテーション広域支援センターによる協議を1回／年の頻度で実施している。
- ・ 長崎地域リハビリテーション広域支援センター（指定機関：長崎大学医学部保健学科）を中心に、同センター協力病院・施設（14箇所）および協力団体（2団体）が連携し、市町における介護予防事業への支援等、地域リハビリテーション支援体制整備に向けた活動を実施している。
- ・ 市町が主体として実施している「（新しい）介護予防・日常生活支援総合事業」「地域ケア会議」等への効果的支援に向けて、同事業等へ参画するリハビリテーション関係職員 のさらなる資質向上が求められている。

#### 【計画】

- 1) 長崎地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年 1 回）
- 2) 長崎地域リハビリテーション広域支援センター運営への協力（適宜）
  - ① 広域支援センター運営委員会への参画
  - ② ブロック企画運営会議への参画（西海市部・西彼杵郡部）

### 14.3.2 地域包括ケアシステム推進

#### 【事業目的】

- ・ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する。

#### 【現状と課題】

- ・ 西彼保健所管内における高齢化率は、平成 27 年 10 月 1 日現在で 26.5%（西海市 35.1%、長与町 23.1%、時津町 22.9%）であり、要介護認定率は 19.6%（西海市 22.9%、長与町 17.5%、時津町 17.8%）と長崎県高齢化率 29.5%および長崎県要介護認定率 22.1%を共に下回る状況にある。
- ・ 自宅等死亡割合（老人保健施設、老人ホーム及び自宅での死亡率）は、平成 27 年衛生統計年表によると 19.7%（西海市 22.9%、長与町 18.6%、時津町 15.1%）であり、長崎県医療計画において当面の目標値としてされている 18.0%を上回る状況にある。
- ・ 平成 28 年度には、市町および関係機関の協力に基づき、西彼保健所が主体となり在宅医療機能調査、市町担当者会議、在宅医療・介護連携推進研修会等を実施・開催し、関係者と管内の現況について共有を図った。また、前述した取組みと併せ、管内 3 市町が実施主体となる関係会議等への参画を積極的に実施している。
- ・ 管内市町における地域包括ケアシステム構築に向け、客観的かつ広域的な観点からの市町支援が求められる。

#### 【計画】

- 1) 地域包括ケアシステム所内ワーキングの開催（年 6 回程度）
- 2) 管内市町担当者連絡会議の開催（年 1 回）
- 3) 医療介護連携推進にかかる研修会の開催（年 2 回）
  - ※ 上記研修計画の（内）1 回については、「8.3.2 在宅高齢者栄養・口腔ケア連携事業【計画】1) 口腔ケアにかかる研修会の開催」とする。
- 4) 管内市町が開催する地域包括ケアシステム構築にかかる関係会議への参画（適宜）

## 14. 4 情報の収集、整理および活用事項

### 14.4.1 地域診断事業

#### 【事業目的】

- ・情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握する。

#### 【現状と課題】

既存データ（人口動態、死亡、介護、医療等）及び業務を通じて得た情報等を用いて地域全体を把握する必要がある。

#### 【計画】

- ・既存データ（人口動態、死亡、介護、医療等）の活用方法を習得する。
- ・データ分析を行い、市町支援計画の策定及び評価につなげる。
- ・得られたデータおよび結果を市町へ還元する。

### 14.5 調査および研究

“該当なし”

### 14.6 市町支援事項

#### 14.6.1 市町支援計画事業

##### 【事業目的】

- ・地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努め、専門的な立場から企画、調整、指導およびこれらに必要な事業を行い、市町への積極的支援に努めることで健康なまちづくりの推進を図る。

##### 【現状と課題】

- ・市町は住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを実施し、保健所は広域的、専門的かつ技術的業務を担っている。市町と保健所が情報を共有し、地域特性に応じた健康施策を共に考えていく必要がある。
- ・平成28年は、在宅医療・介護連携推進を目的に在宅医療資源調査を実施し、医療・介護の資源が地域によって偏在していることやマンパワーの問題、人材の質の向上や維持等の課題が明らかになった。明らかになった課題を、市町支援計画を基に協働していく必要がある。

##### 【計画】

- ・市町との協議の場を設ける。年2回（年度初・年度末）（市町ごとに計画を策定する）
- ・市町が開催する、在宅医療介護連携推進協議会等へ参画・支援する。
- ・市町が実施する「地域ケア会議」へ参画し、地域包括ケアシステムの構築を支援する。
- ・市町支援計画に基づく市町支援（西海市、長与町、時津町）

## 14.7その他

### 14.7.1 原爆被爆者健康管理に関すること

#### 【事業目的】

- 原爆被爆者二世の希望者に対して健康診断の申請案内をする。

#### 【現状と課題】

平成28年度の実績は1件だった。

#### 【計画】

平成29年度被爆二世健康診断実施要領に基づき、受診申込書の受け付け事務を行う。